

令和8年8月3日

報道機関 各位

社会福祉法人高知県共同募金会
会長 山元文明【公印省略】

「令和8年熊本地震義援金」の受入について

平素は、本会の運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和8年7月28日に発生した熊本地震に対して、複数の市町村に災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施することになり、本会においても義援金募集の広報、周知を行うとともに、その取りまとめを行うこととしました。

お寄せいただいた義援金については、熊本県が設置する義援金配分委員会において配分が決定され、被災者へ配分される予定です。

つきましては、周知等についてご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 本会災害義援金専用口座

四国銀行 県庁支店 普通NO. 0000835

社会福祉法人高知県共同募金会 会長 山元文明

高知銀行 朝倉南支店 普通NO. 0222127

社会福祉法人高知県共同募金会 理事長 山元文明

※本会の四国銀行と高知銀行の専用口座への振込であれば、同行間の振込手数料は無料となります。

2 窓口での受付

本会並びに各市町村共同募金委員会窓口でも受け付けています。

3 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

希望される方は、振込用紙の備考欄にその旨ご記入ください。後日、熊本県共同募金会から免税用領収書が送付されるよう手配します。振込用紙の控えは、領収書が届くまで大切に保管してください。

高知県共同募金会
高知市朝倉戊375-1
電話 088-844-3525